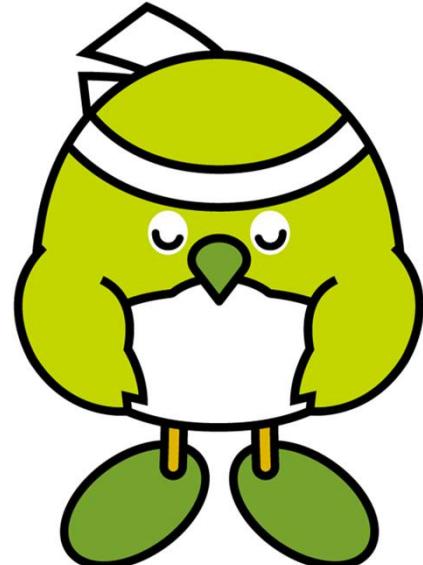


令和7年度指定障害児通所支援事業所向け研修会

開催：13:30～

開催までしばらくお待ちください！



【お願い事項】

1. オーディオはオフに設定ください。
2. ビデオはオンに設定ください。
3. 本研修会に関する質問は後日送付するアンケートからお願いします



おんせん県おおいた

令和 7 年度指定障害児通所支援 事業所向け研修会

令和 7 年 12 月 19 日
大分県障害福祉課 施設支援班



1. 児童発達支援、放課後等デイサービスについて	4-14
2. 保育所等訪問支援について	14-19
3. 運営基準等について	20-33
4. こども性暴力防止法について	34-36
5. 情報公表未報告について	37-39
6. 届出等が必要な加算等について	40-42
7. 施設支援班からのお願いについて	43-44



1.児童発達支援、放課後等デイサービスについて

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版①)

第1章 総論

1.ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所（以下単に「事業所等」という。）における児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

2.こども施策全体の基本理念

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

3.障害児支援の基本理念

(1)	障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	○ こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、 こどものウェルビーイングの向上 につながるよう、必要な発達支援を提供すること。 ○ こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供とともに、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、 エンパワメントを前提とした支援 をすること。
(2)	合理的配慮の提供	○ 障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する 社会的なバリア となっているのか、また、それを 取り除くために必要な対応 はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。
(3)	家族支援の提供	○ 家族の支援にあたっても、こどもの支援と同様、 家族のウェルビーイングの向上 につながるよう取り組んでいくこと。家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、 エンパワメントを前提とした支援 をすること。
(4)	地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進	○ 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の 一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援 や、 地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組 を進めていくこと。
(5)	事業所や関係機関と連携した切れ目ない支援の提供	○ こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の 関係機関 や障害当事者団体を含む 関係者が連携 を図り、 切れ目ない一貫した支援 を提供する 体制の構築 を図ること。

こども家庭庁作成

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)より



1.児童発達支援、放課後等デイサービスについて

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版②)

第2章 児童発達支援の全体像

1.定義

- 児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療…を行うことをいう。
- 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

2.役割

(1)	児童発達支援の役割	<ul style="list-style-type: none">○ 主に就学前の障害のあることども又はその可能性のあることどもに対し、個々の障害の状態及び発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。○ 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあることどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。
(2)	児童発達支援センターの中核的役割	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として、(1)の役割に加えて、自治体や、障害福祉・母子保健・医療・子育て支援・教育・社会的養護など、こどもの育ちや家庭の生活に関わる様々な分野の関係機関との連携を進め、地域の支援体制の構築を図っていくこと。

3.児童発達支援の原則

(1)	児童発達支援の目標	<p>こどもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出し、ウェルビーイングを実現していく力の基礎を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none">○ アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実○ 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定○ こどもと地域のつながりの実現○ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進
-----	-----------	---



1.児童発達支援、放課後等デイサービスについて

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版③)

3.児童発達支援センターの原則(続き)

(2)	児童発達支援の方法	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ等を丁寧に把握し理解した上で、全ての子どもに総合的な支援を提供することを基本としつつ、子どもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせて行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。<ul style="list-style-type: none">■ 子どもの発達の過程や障害特性に応じた発達のニーズ等の把握 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要■ 総合的な支援 個々の子どもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援■ 特定の領域に重点を置いた支援 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援○ 子どもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であることから、上記の「本人支援」に加え、「家族支援」、「移行支援」、「地域支援・地域連携」もあわせて行われることが基本である。
(3)	児童発達支援の環境	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもが興味関心を抜け、子どもによる選択ができるよう配慮すること。○ 子どもの活動が豊かに安全・安心に展開されるよう、設備や環境を整え、衛生管理や安全の確保等に努めること。○ 温かで、親しみやすく、くつろげる場となるようにするとともに、個々のニーズに配慮した環境の中で、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。○ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。
(4)	児童発達支援の社会的責任	<ul style="list-style-type: none">○ 権利行使の主体として子どもの人権に十分配慮することを徹底するとともに、子ども一人ひとりの人格や意見を尊重して児童発達支援を行うこと。○ 子どもの家族の意向を受け止め、支援に当たるとともに、家族に対し、児童発達支援の内容について適切に説明し、相談や申入れ等に対し適切に対応すること。○ 地域社会との交流や連携を図り、地域社会に、事業所等が行う児童発達支援の内容を適切に説明すること。○ 支援の内容や役割分担について定期的に点検し、その質の向上が図られるようにするとともに、子どもが安心して支援を受けられるよう、安全管理対策等を講じること。○ 通所する子どもやその家族の個人情報を適切に取り扱うこと。

第3章 児童発達支援の提供すべき支援の具体的な内容

1.児童発達支援の提供に当たっての留意事項

子どもの育ちの連続性を意識した支援が求められていることから、保育所等との連携及び併行利用や移行に向けた支援を行うために、「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「特別支援学校幼稚部教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の内容についても理解し、支援に当たることが重要である。

こども家庭庁作成

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)より



1.児童発達支援、放課後等デイサービスについて

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版④)

2.児童発達支援の内容

①本人支援

実際の支援場面においては、下記の要素を取り入れながら、子どもの支援ニーズや、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、**子どもの育ち全体に必要な支援を組み立てていく**必要。

5領域	健康・生活	運動・感覚	認知・行動	言語・コミュニケーション	人間関係・社会性
	<ul style="list-style-type: none">○健康状態の維持・改善○生活習慣や生活リズムの形成○基本的生活スキルの獲得	<ul style="list-style-type: none">○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上○姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用○身体の移動能力の向上○保有する感覚の活用○感覚の補助及び代行手段の活用○感覚の特性への対応	<ul style="list-style-type: none">○認知の特性についての理解と対応○対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得(感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成)○行動障害への予防及び対応	<ul style="list-style-type: none">○コミュニケーションの基礎的能力の向上○言語の受容と表出○言語の形成と活用○人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得○コミュニケーション手段の選択と活用○状況に応じたコミュニケーション等	<ul style="list-style-type: none">○アタッチメント(愛着)の形成と安定○遊びを通じた社会性の発達○自己の理解と行動の調整○仲間づくりと集団への参加

障害特性に応じた配慮事項	視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神的な強い不安等、場面緘默(選択性かん默)、肢体不自由、病弱・身体虚弱、医療的ケア、重症心身障害、複数の種類の障害、強度行動障害、高次脳機能障害など、それぞれの障害特性や状態等に応じて必要な配慮を行うことが必要。
特に支援を要する家庭のこどもに対する支援にあたっての留意点	子どもの行動や態度、表情など、支援に当たって気に留めておくべき点(例:虐待が疑われるこども、生活困窮が疑われる家庭のこども、外国にルーツのあるこどもに応じた留意点)に加え、日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気付きやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要。

②家族支援	③移行支援	④地域支援・地域連携
<p>子どもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、子どもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実につながる。</p> <p>○アタッチメント(愛着)の形成</p> <p>○家族(きょうだいを含む。)からの相談に対する適切な助言等</p> <p>○障害の特性に配慮した家庭環境の整備</p>	<p>支援の中に「移行」という視点を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先への移行に向けた支援を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、子どもが地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ができるように支援を提供していくことが重要。</p> <p>○保育所等への移行支援</p> <p>○ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備</p> <p>○保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携</p> <p>○同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり</p>	<p>子どもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携して、こどもや家族の支援を進めていくことが必要。</p> <p>○通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援</p>



1.児童発達支援、放課後等デイサービスについて

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑤)

2.児童発達支援の内容

第4章 児童発達支援計画の作成及び評価

- 相談支援専門員は、こどもや家族との面談により、こどもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等をこどもや家族から聞き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、総合的な援助方針を提案する。
- 相談支援専門員は、こどもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、障害児通所支援や障害福祉サービスの中から、必要な支援を選択又は組み合わせ、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、こども又は保護者の同意のもと、障害児支援利用計画案を作成する。
- 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勘案し、事業所等の利用についての支給決定を行う。

- 児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談等により、本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを実施する。
※ 市町村による支給決定の際の「5領域20項目の調査」の活用が望ましい。

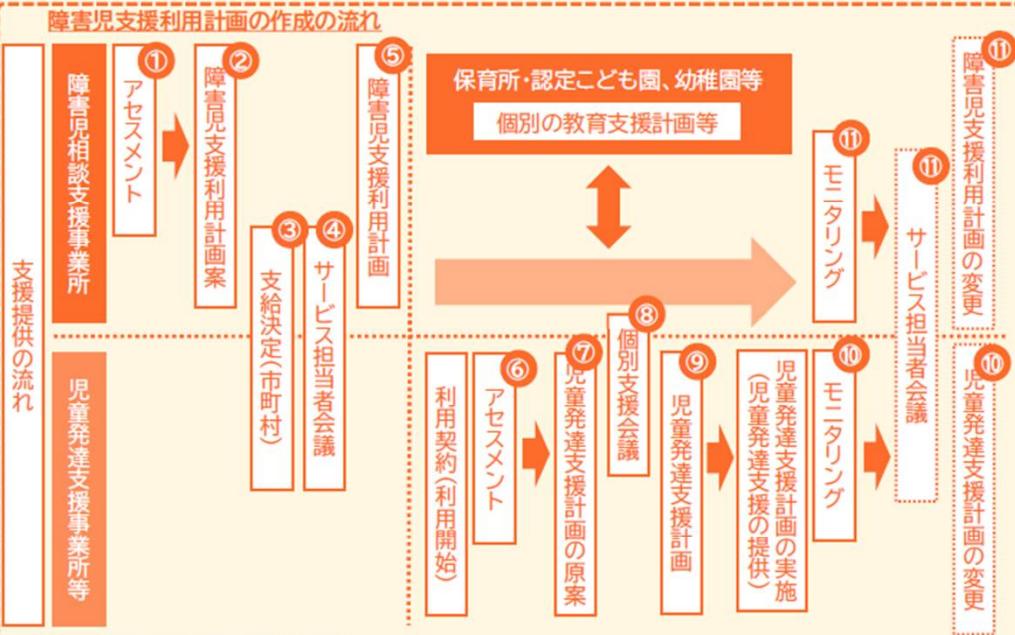
- 児童発達支援管理責任者は、障害児支援利用計画やアセスメントを踏まえ、児童発達支援計画を作成する。
将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えいくとともに、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。

- 個別支援会議の開催に当たっては、こどもの支援に関わる職員を積極的に関与させることが必要である。オンラインの活用や、個別支援会議を欠席する職員がいる場合の会議の前後の情報共有も可能である。いずれにしても、こどもの支援に関わる全ての職員に必ず意見を聞く機会を設けることが求められる。
また、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該こどもの年齢や発達の程度に応じて、こども本人や保護者の意見を聞くことが求められる。そのため、例えば、会議の場にこどもと保護者を参加させることや、会議の開催前にこども本人や保護者に直接会って意見を聞くことなどが考えられる。

- 児童発達支援計画には、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期目標」、「支援の標準的な提供時間等」、「支援目標及び具体的な支援内容等」(「本人支援・家族支援・移行支援・地域支援・地域連携の項目」、「支援目標」、「支援内容(5領域との関連性を含む。)」)、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」)を記載する。
それぞれの記載項目については、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。
児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付を行うことが必要である。

- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずしてモニタリングを行う必要がある。
障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、障害児相談支援事業所と相互連携を図りながら、情報共有を行うことが重要である。
モニタリングにより、児童発達支援計画の見直しが必要であると判断された場合は、児童発達支援計画の積極的な見直しを行う。

- 障害児支援利用計画は、一定期間毎に、モニタリングを行うことになっており、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて担当者会議を開催し、障害児支援利用計画を見直す。



- 相談支援専門員は、支援を提供する事業所等を集めた担当者会議を開催する。担当者会議には、こどもや家族、事業所等の児童発達支援管理責任者や職員、他の支援等を利用している場合にはその担当者、その他必要に応じて、こどもや家族への支援に関係する者が招集される。
- 相談支援専門員は、担当者会議を踏まえ、こども又は保護者の同意のもと障害児支援利用計画を確定し、こどもや保護者をはじめ、支給決定を担当する市町村、事業所等の支援を提供する者に交付する。

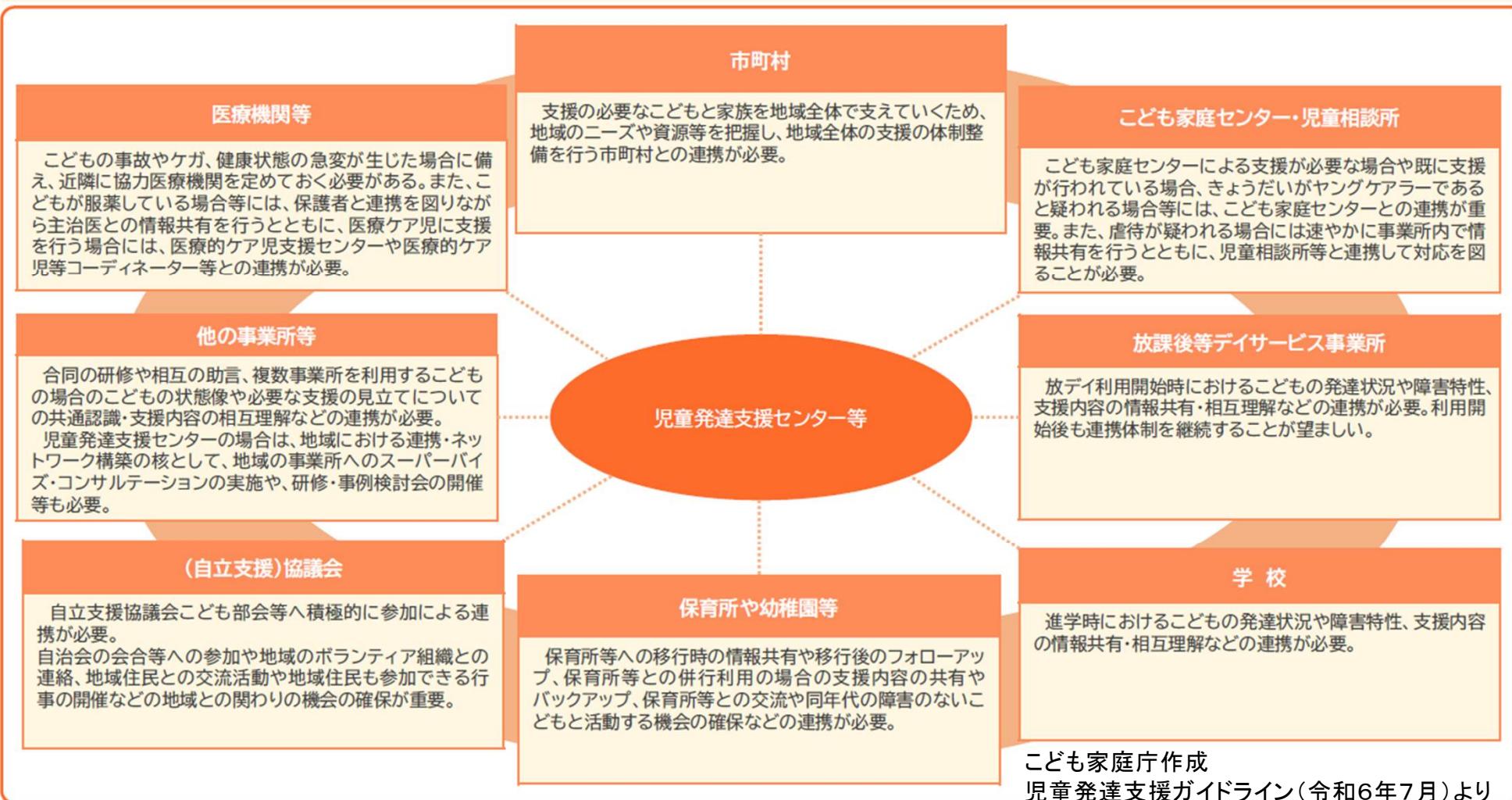


1.児童発達支援、放課後等デイサービスについて

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑥)

第5章 関係機関との連携

- 障害のある子どもの発達支援は、子ども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のある子どもに対する理解を深めることが必要である。
- このため、事業所等は、日頃から、関係機関との連携を図り、児童発達支援が必要な子どもが、円滑に児童発達支援の利用に繋がるようにするとともに、その後も、子どもの支援が保育所等や学校等に適切に移行され、支援が引き継がれていくことが必要である。
- セルフプランにより複数の事業所等を利用する子どもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、子どもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要である。





1.児童発達支援、放課後等デイサービスについて

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑦)

第6章 児童発達支援の提供体制

1.組織運営管理

自己評価の実施・公表・活用

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- 事業所等は、従業者評価及び保護者評価を踏まえた事業所全体としての自己評価の結果、**さらに強化・充実を図るべき点(事業所等の強み)**や、**課題や改善すべき点(事業所等の弱み)**を職員全員の共通理解の下で分析し、課題や改善すべき点と考えられる事項について、速やかにその改善を図る必要がある。
- 事業所等の**自己評価の結果**及び**保護者評価の結果**並びにこれらの評価を受けて行った**改善の内容**については、概ね1年に1回以上、保護者に示すとともに、広く地域に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表しなければならない。保護者に示す方法としては、事業所等で発行している通信に掲載したり、保護者の目につきやすい場所に掲示したりする方法が考えられる。
- 事業所等は、自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて明らかになった事業所等の強みや弱みを踏まえ、全職員が一体となって、日々の支援の中で、さらなる支援の充実や改善に向けて取組を進めていく必要がある。

支援プログラムの作成・公表

- 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、**5領域**(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。
- 作成された支援プログラムについては、**事業所等の職員**に対し理解を促し、これに基づき適切な支援の提供を進めていくとともに、**利用者や保護者等**に向けて、重要事項説明書や個別支援計画等の説明時に併せて**丁寧に説明**し、インターネットのホームページや会報等で**公表**していくことが求められる。支援プログラムの公表については、令和6年度中は努力義務とされているが、総合的な支援の推進と支援の見える化を進める観点から、取組を進めることが望ましい。
- なお、支援プログラムの内容に変更があった場合は、速やかに変更後の支援プログラムを公表することが望ましい。

2.衛生管理・安全管理対策等

衛生管理 健康管理

- 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のため、対策を検討する**委員会の定期的な開催**や、**指針の整備、研修や訓練の定期的な実施**が必要である。
- こどもの健康状態の把握及び感染症発見の早期発見のために、**こどもの来所持の健康チェック**及び**保護者との情報共有の体制**を構築しておくことが必要である。
- 感染症が発生した場合であっても、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るため、**事業継続計画(BCP)**を策定するとともに、BCPに従い、職員に対して必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが必要である。※新興感染症の場合は、インフルエンザ等の感染症とは異なる対応も想定されることを念頭に置く必要。
- アレルギー対策として、**除去食や制限食で対応できる体制**を整えることや、事業所等で飲食を伴う活動を実施する際に**事前に提供する内容について周知**すること等が必要である。

非常災害対策

- 非常災害に備えて、**消防設備等の必要な設備**、非常災害に関する具体的計画の作成や周知、**定期的な避難訓練**(地震や火事、風水害など非常災害の内容を明確にした上で、それぞれの災害に対する訓練を行うことが重要)、**事業継続計画(BCP)**の策定が必要である。
- 障害のあるこどもについては、**個別避難計画の作成が市町村の努力義務**とされており、その作成に当たっては、**こどもの状況等をよく把握する福祉専門職等の関係者の参画が極めて重要**であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で、災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要である。

緊急時対応

- こどもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合の**保護者、協力医療機関及び主治医への連絡**や、**緊急時における対応方法**についてのマニュアルの策定・訓練、**医療的ケア児について生命に関わる事態が起きた場合の対応**を学び実践できるようにしておくこと等が必要である。
- こどものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、**救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED(自動体外式除細動器)、「エビペン®」等の使用)**に関する知識と技術の習得に努めることが必要である。



1.児童発達支援、放課後等デイサービスについて

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑧)

第6章 児童発達支援の提供体制

2.衛生管理・安全管理対策等(続き)

安全管理

- **安全計画の策定・周知、研修や訓練の定期的な実施、安全点検や安全管理マニュアル**(リスクの高い場面において気を付けるべき点や職員の役割等を明確にしたもの)の作成が必要である。
※ 送迎、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事・おやつ中など、それぞれの場面に応じて具体的な注意喚起を促す必要。
- 事故が発生した場合は、速やかに**都道府県、市町村、家族等に連絡を行う**とともに、必要な措置を講じることが求められていることから、指定権者である都道府県、支給決定の実施主体である市町村及び事業所等の所在する市町村が、どのような事故の場合に報告を求めるかや、事故が発生した場合にどのような方法により報告を求めているかについて、必ず**都道府県や市町村のホームページ等で確認**し、適切な対応を行う必要がある。
※ 事故事例の検証やヒヤリ・ハット事例の検証、事故原因の共有と再発防止の取組が必要。
- 送迎や事業所外での活動のために自動車を運行する場合は、**こどもの乗降時の際の点呼や自動車にブザー等の安全装置**を装備することが必要である。
- 医療的ケアを必要とするこどもについては、人工呼吸器や痰の吸引機等の医療機器の電源の確保やバッテリーや切れの防止などに常に留意する必要がある。また、職員の見守り等により、こども同士の接触によるチューブの抜去などの事故の防止にも取り組む必要がある。

第7章 支援の質の向上と権利擁護

1.支援の質の向上の取組

職員の知識・技術の向上

- 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。

研修の受講機械等の提供

- 研修の実施・参加等のほか、**喀痰吸引等の研修**の受講(医療的ケア児や重症心身障害児への適切な支援のため)や、**強度行動障害支援者養成研修や中核的人材養成研修**を受講(強度行動障害のあるこどもへの適切な支援のため)させることも重要である。

スーパーバイズ等の活用

- 児童発達支援センターによる**スーパーバイズ・コンサルテーション**を受けることにより、対応が難しいこどもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含め、支援の質の向上につなげていくことが望ましい。

2.権利擁護

虐待防止の取組

- **虐待防止委員会の定期的な開催**やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要である。
- 職員からの虐待(特に性的虐待)は、密室化した場所で起こりやすいことから、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、**常に周囲の目が届く範囲**で支援を実施するようにする必要がある。
- 職員による虐待を発見した場合は市町村の窓口に、保護者による虐待を発見した場合は、市町村、福祉事務所又は児童相談所等へ通報する必要がある。

身体拘束への対応

- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要がある。
- やむを得ず身体拘束を行う場合は、**切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を全て満たす**ことが必要となる。身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、**組織的に決定する**必要があり、児童発達支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、こどもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載することが必要である。
- 身体拘束を行った場合には、記録を行うことが必要である。

こども家庭庁作成

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)より



1.児童発達支援、放課後等デイサービスについて

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版②)

第2章 放課後等デイサービスの全体像

1. 定義

○ 放課後等デイサービスとは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)に就学している障害児(専修学校等に就学している障害児にあっては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長(特別区の区長を含む。)が認める者に限る。)につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

2. 役割

○ 学齢期の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況・障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うことが求められる。

また、全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等(以下「学校等」という。)と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)を行うことも求められる。

さらに、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくことも求められる。

3. 放課後等デイサービスの原則

(1) 放課後等デイサービスの目標

一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向けながら、こどもが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所として、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、多様な遊びや体験活動等の機会を提供することにより、こどもが自己肯定感や自己有用感を高め、**ウェルビーイングを実現していく**力を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

○ 生きる力の育成とこどもの育ちの充実

一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向け、単に知識やスキルを身につけるのではなく、生きる力や自立心を育てていくとともに、将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況・障害の特性等に応じ、様々な遊びや学び、多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの従事を図ること。

○ 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

○ こどもと地域のつながりの実現

こどもや家族の意向を踏まえながら、地域の学校等や放課後児童クラブ、児童館等の教育や子育て支援施策、地域の活動と連携し交流を進めるとともに、放課後児童クラブを併用している場合には、十分な連携を図る等を通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

○ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の放課後等デイサービス事業所、地域の障害児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。



1.児童発達支援、放課後等デイサービスについて

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版④)

第3章 放課後等デイサービスの提供すべき支援の具体的な内容

1. 放課後等デイサービスの提供に当たっての留意事項

子どもの育ちの連続性を意識した支援が求められていることから、放課後児童クラブ等との連携及び併行利用や移行に向けた支援を行うために、放課後児童クラブ運営指針の「育成支援(放課後児童クラブにおける子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援)の内容」を理解するとともに、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領についても理解し、支援に当たることが重要である。

放課後児童クラブ運営指針も参考に、目安として**4つの区分に分けて、留意事項を示す**。なお、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、個人差や障害の特性等によりその発達過程は様々であることを十分に理解した上で、あくまでも一人一人の子どもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

(1)	おおむね6歳～8歳 (小学校低学年)	<ul style="list-style-type: none">○ こどもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。○ 遊び自体の楽しさの一貫によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分に大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。○ ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。○ 大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。
(2)	おおむね9歳～10歳 (小学校中学年)	<ul style="list-style-type: none">○ 論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。○ 遊びに必要な身体的技能がより高まる。○ 同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。○ 言語や思考、人格等の子どもの発達諸領域における質的変化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。
(3)	おおむね11歳～12歳 (小学校高学年)	<ul style="list-style-type: none">○ 学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。○ 日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。○ 大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするようになる。○ 身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達的特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。○ 個々の子どもの性的な発達段階や性への興味・関心に応じ、心や身体の発育や発達に関して正しく理解することができるよう、性に関して学ぶ機会を多く作ることが重要である。
(4)	おおむね13歳以降 (思春期)	<ul style="list-style-type: none">○ 思春期は、こどもから大人へと心身ともに変化していく大切な時期であり、第二次性徴などの身体的変化や精神的変化に戸惑いを感じる時期である。こうした戸惑いと親からの自立を目指した一連の動きは、反抗的あるいは攻撃的な態度として表れることも多く、家族を含め周囲の大人の対応によっては情緒的・精神的に不安定となる危険性がある。○ この時期、共通の立場にある仲間とお互いに共感し心を通じ合わせることで、危機を乗り越えていくことも可能となる。○ 一方で、同じ年齢や同性の仲間との間に生じるストレスや心理的ショックなどが「劣等感」となって定着してしまうこともある。○ 思春期前に培われた自己有能感を基盤として、大人とだけではなく仲間との関係性も重視し、進学や就労など次のステージに向かう力が生まれるようにサポートすることが求められる。○ 個々の子どもの性的な発達段階や性への興味・関心に応じ、心や身体の発育や発達に関する正しい理解をもとに適切な行動をとることができよう、性に関して学ぶ機会を多く作ることが重要である。



1.児童発達支援、放課後等デイサービスについて

○地域との交流事例について

放課後等デイサービスは、大別すると、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」からなる。

こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援（**地域支援・地域連携**）していくことも求められる。

【県内事例】

- ・ボランティアの受け入れ（学生や障がい者親の会など）
- ・保育園との交流イベント
- ・保育所や児童館での出張子育て相談（ミニ講話と参加者交流）
- ・地域のイベント出店
- ・地元の歯科医にお願いしての歯磨き指導。
- ・陶芸教室や音楽イベントへの参加。
- ・介護デイなどに行き、一緒にゲームやお茶会をして交流
- ・廃品回収、清掃活動に参加
- ・実習生等の受け入れ近くにある老人介護施設に訪問して、交流したり、活動で使う段ボールを子どもと一緒にもらいに行っている。
- ・高齢者施設での夏祭り参加

→児童発達支援、放課後等デイサービスの質の向上のために、地域との交流が大切である。

2.保育所等訪問支援について

こども家庭庁作成
児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)より



保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版②)

第2章 保育所等訪問支援の全体像

1. 定義

- 保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。
- 「内閣府令で定める施設」は、乳児院、保育所、児童養護施設、幼稚園、小学校及び特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。
- 「市町村が認める施設」としては、放課後児童クラブや児童館、中学校や高校などが想定される。

2. 役割

- 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)など、**こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うもの**

3. 保育所等訪問支援の原則

保育所等訪問支援の目標

保育所等において**障害のあるこどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)を推進していくことが重要**であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

○ こどもの集団生活への適応とこどもの育ちの充実

こどもが保育や教育等の集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるように支えるとともに、訪問先施設と共に将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

○ 成長を喜びあえる土台作りと家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

こどもの成長や発達を心配する不安な気持ちや、少しでも保育所等に適応してほしいという期待感など、家族の心情を理解した上で、家族がこどもの発達状況や特性を理解し、その成長を喜びあうことができる土台を作るとともに、こどもの家族の意向を受け止め、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

○ 訪問先施設への支援を通じたこどもの育ちの安定

訪問先施設の意向を受け止め、こどもとの関わりの中で困っていること等を丁寧に把握した上で、訪問先施設に対し、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設の環境等について助言することなどを通じて、訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させ、こどもの育ちを支えること。

○ 保育所等における全てのこどもの育ちの保障

こどもや家族、訪問先施設の意向を踏まえながら、こどもが地域の中で安心して過ごすことができるよう、こどもが利用している保育や教育等の集団生活の場における環境等を整えることを通じて、保育所等において全てのこどもが共に成長できるよう支援していくこと。

2. 保育所等訪問支援について

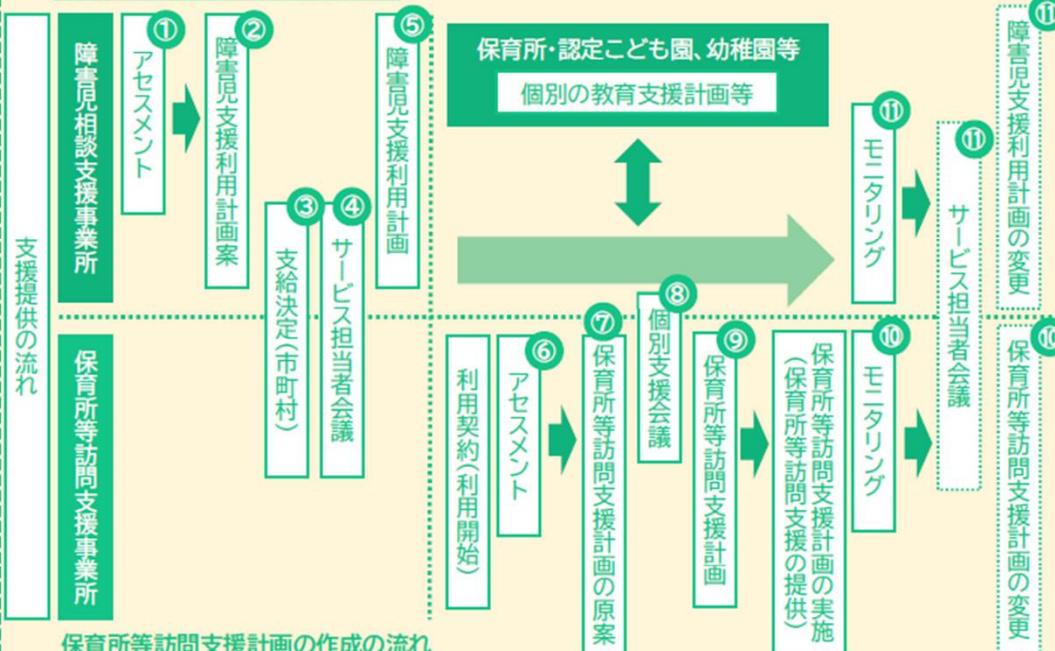
こども家庭庁作成
児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)より



第4章 保育所等訪問支援計画の作成及び評価

- 相談支援専門員は、訪問先施設に連絡や訪問するなどして実態把握を行うとともに、こどもや家族との面談により、こどもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等をこどもや家族から聞き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、総合的な援助方針を提案する。
- 相談支援専門員は、こどもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、こども又は保護者の同意のもと、障害児支援利用計画案を作成する。
- 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勘案し、保育所等訪問支援の利用についての支給決定を行う。

障害児支援利用計画の作成の流れ



- 相談支援専門員は、支援を提供する事業所等を集めた担当者会議を開催する。担当者会議には、こどもや家族、保育所等訪問支援事業所の児童発達支援管理責任者や職員、他の支援等を利用している場合にはその担当者、その他必要に応じて、訪問先の保育所等の職員、こどもや家族への支援に関係する者が招集される。
- 相談支援専門員は、担当者会議を踏まえ、こども又は保護者の同意のもと障害児支援利用計画を確定し、こどもや保護者をはじめ、支給決定を担当する市町村、事業所等の支援を提供する者に配付し、共有する。

- 児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談や訪問先施設への訪問等により、こどもの状況や家族の意向に加え、訪問先施設の意向や理念、環境、こどもの訪問先施設での生活の様子を把握することなど、より多くの側面からアセスメントを実施する必要がある。
※ 可能な範囲で、個別の指導計画・教育支援計画等についても聞き取りを行い、課題を整理する必要。
※ 市町村による支給決定の際の「5領域20項目の調査」の活用が望ましい。
- 児童発達支援管理責任者は、障害児支援利用計画やアセスメントを踏まえ、保育所等訪問支援計画を作成する。
将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えいくとともに、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- 保育所等訪問支援計画の作成に係る個別支援会議の開催に当たっては、こどもの支援に関わる職員及び訪問先施設の職員を関与させることが必要であり、オンラインの活用も可能とされている。個別支援会議を欠席する職員がいる場合は、個別支援会議の前後に情報共有を行ったり意見を求めたりするなど、必ず意見を聞く機会を設けることが重要である。また、こども本人や保護者の意見を聞くことが求められる。
- 保育所等訪問支援計画には、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期目標」、「支援目標及び具体的な支援内容等」(「支援目標」、「支援内容」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」)を記載する。
それぞれの記載項目については、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。
「支援目標」及び「支援内容」については、インクルージョンの観点を踏まえたものとする必要があり、保育所等訪問支援そのものがインクルージョンを推進するものであることを踏まえ、こどもが訪問先施設での生活に適応し、将来の日常生活及び社会生活を円滑に送ることができるよう、**今の生活と将来の生活の両方を充実させていく**観点から組み立てていく必要がある。※ 保育所等訪問支援計画は、**障害児相談支援事業所へ交付**を行うことが必要である。
- 保育所等訪問支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずしてモニタリングを行う必要がある。
障害児支援利用計画との整合性のある保育所等訪問支援計画の作成と保育所等訪問支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、**障害児相談支援事業所と相互連携**を図りながら、情報共有を行うことが重要である。
モニタリングにより、保育所等訪問支援計画の見直しが必要であると判断された場合は、**保育所等訪問支援計画の積極的な見直し**を行う。
- 障害児支援利用計画は、一定期間毎に、モニタリングを行うことになっており、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて**担当者会議**を開催し、**障害児支援利用計画を見直す**。

2.保育所等訪問支援について

こども家庭庁作成
児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)より



支援の実施(支援実施の流れ)

①訪問先施設との日程調整

- 訪問先施設の都合に合わせながら、**訪問支援を行うに当たり優先度が高い場面や子どもに支援が必要な時間帯**、訪問先施設の職員が**対応の難しさ等を感じている時間**に訪問できるよう調整を行う。

②行動観察

- こどもの発達段階や障害特性を踏まえながら、こども本人の訪問先施設の職員や他のこどもとの関わりの状況や集団活動への参加の様子、訪問先施設の環境や職員のこどもに対する接し方など、丁寧に**観察**を行い、発達の過程を捉え、何が課題となっているのか、どのような支援が適切なのか等、検討する。

③こども本人に対する支援

- 保育・教育活動の妨げにならないよう十分に配慮しながら、**訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援**などを行う。
- 自由遊びなどの時間に集団から抜き出して、訪問先施設の職員とともに、こどもの発達上のニーズにアプローチしていくなどの方法も想定される。その際には、集団生活への適応につなげるための、個別的な支援であることを踏まえる必要がある。

④訪問先施設職員に対する支援

- 訪問先施設の職員に対し、**こどもとの関わりの中で把握したことの強み**や、訪問支援員がこどもに対して**どのような意図をもって支援を行ったのか**などについてしっかりと伝えていくことが重要である。また、周囲のこどもとの関係などを考慮した座る位置の決め方、机や椅子、棚類の位置などを具体的に提案するなどの**環境の整備**や、活動の組み立てなどの**助言**、学習発表会や運動会などの**行事への参加方法や練習方法の検討**等を行うことも重要である。

⑤カンファレンス(訪問先施設への報告等)

- 訪問先施設とは、なるべくその日のうちに**カンファレンス**を行い、支援の対象となる**こどものニーズ**や**今後の支援の進め方**を共有する(オンラインの実施でも可能)。
- 具体的には、保育所等訪問支援事業所から、今回訪問時における支援の内容のフィードバックや、次回訪問時までに訪問先施設において取り組むべき課題、こどもとの関わりにおいて留意すべき点などについて伝達することが重要である。

⑥保護者への報告

- 訪問先施設における**こどもの様子**や、訪問先施設の職員の**こどもへの関わり方**などを含め、提供した**保育所等訪問支援の内容**をしっかりと伝えることに加え、家庭生活で活かせるような内容についても丁寧に伝えていく視点が重要である。
- 保護者への報告に当たっては、保護者の負担に配慮しつつ、柔軟な方法で対応していく必要がある。

⑦訪問支援の記録

- 保育所等訪問支援計画に基づき提供した**支援の内容**や**こどもの様子**、訪問先施設の職員に対する**助言の内容**などを具体的に**記録**する。保護者の承諾を得た上で、こどもの写真を撮り、記録することも考えられる。
- 作成した記録については、必要に応じて、訪問先施設や保護者に共有することも考えられる。

2.保育所等訪問支援について



保育所訪問支援をする際の注意点

Q:訪問頻度は?

A:2週間に1回程度、**月2回**を想定(個々の障害のある子どもの状態に応じて柔軟に対応)

Q:訪問時間は?

A:保育所等訪問支援計画に定めた上で、**30分以上**とすること

例:こども本人や訪問支援先施設の職員→1時間程度

訪問先施設への報告→30分程度が基本となる

Q:モニタリングの頻度は?

A:**6か月に1回以上**行うこと

Q:訪問先施設の日程調整で気を付けることは?

A:訪問先施設の都合に合わせながら、訪問支援を行うに当たり優先度が高い場面やこどもに支援が必要な時間帯、訪問先施設の職員が対応の難しさ等を感じている時間に訪問できるよう調整を行う。

(例)**未就学児の場合:集団での活動の場面、給食時間、登降園時等**

就学児の場合:教科学習、休み時間、移動教室等

訪問支援員は、訪問に当たっては、身分証明書を携帯すること

2.保育所等訪問支援について



訪問支援の際に気を付けること

- ・保育所等訪問支援事業所は、訪問先施設に対して、保護者の代弁者とならないよう、**中立・公正な立場で、関係修復を含め支援を行う必要があることを認識し、保護者の思いと訪問先施設の思いの相違についてもしっかりと把握すること**
- ・訪問先施設のニーズの把握に当たっては、まずは訪問先施設の立場に立って、訪問先施設の職員の困りごとやこども又は保護者との関係で感じている難しさを共有した上で、保育所等訪問支援を行うことが訪問先施設にとってもメリットがある、ということを感じてもらうこと
- ・訪問先施設に対する説明等
職員は、訪問先施設が保育所等訪問支援を円滑に受け入れができるよう、**適切な説明を十分に行うとともに、必要な支援を行う責務がある。**
- ・保育所等訪問支援計画の内容についての説明
 - 児童発達支援管理責任者は、**保育所等訪問支援計画の作成に当たっての個別支援会議に、訪問先施設の職員を招集する必要があり、支援の内容について、ともに考えていくことが必要である。**
 - 職員は、訪問先施設に対し、保育所等訪問支援計画を交付するとともに、**初回訪問時等の機会に、保育所等訪問支援計画の内容を理解しやすいように説明を行い、当該保育所等訪問支援計画に基づき、今回の訪問においてどのような支援を行うのかについて丁寧に説明を行う必要がある。**



3.運営基準等について



3.運営基準等について

○児童指導員又は保育士(児童指導員等)の配置について(基準第5条)

児童指導員等は、児童発達支援の提供時間帯を通じて**基準人員以上**置くこと

(例)定員10名の障害児通所支援事業所の場合…児童指導員等2人

※常勤職員が有給の場合、常勤職員を代わりに配置する必要はなく非常勤職員を代わりに配置し、基準人員を満たせばよい

※週6日営業(月～土)の場合、**土曜日も基準人員の配置が必要**

※児童指導員等に機能訓練担当職員等を含めることができるが、**半数は児童指導員又は保育士でなければならない**

○児童指導員となる要件(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項)

・社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

・児童福祉事業に2年以上勤務(高校卒業以上)又は3年以上勤務(その他)

・小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

※**養護教諭、栄養教諭は対象外**

・学校教育法の規定による大学(短大除く)の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 など



3.運営基準等について

○児童福祉事業とは

- ・児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター など
- ・同法第12条・・・児童相談所
- ・同法第6条の2の2に規定する事業
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業
- ・同法第6条の3に規定する事業
児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業 など

○実務経験年数について

1年の勤務・・・180日以上



3.運営基準等について

○医療的ケアとは(こども家庭長官が定める医療行為)

呼吸管理、喀痰吸引のほか次に掲げる医療行為

- 1 気管切開の管理
- 2 鼻咽頭エアウェイの管理
- 3 酸素療法
- 4 ネブライザー
- 5 経管栄養(経鼻胃管、胃ろう、経鼻腸管、経胃ろう腸管、腸ろう又は食堂ろうによるものに限る。)
- 6 中心静脈カテーテルの管理
- 7 皮下注射
- 8 血糖測定
- 9 繙続的な透析
- 10 導尿
- 11 排便管理(消化管ストーマの管理又は摘便、洗腸若しくは浣腸(医療行為に該当しないものとして別に定める場合を除く。)の実施に限る)
- 12 痉攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置



3.運営基準等について

○医療的ケアを行う場合の人員

看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)

○医療的ケアを行う場合の看護職員の配置について

- ・医療的ケア区分3の児童の場合…児童1人に対して看護職員1人(1:1)
- ・医療的ケア区分2の児童の場合…児童2人に対して看護職員1人(2:1)
- ・医療的ケア区分1の児童の場合…児童3人に対して看護職員1人(3:1)

○具体的な算出方法

- ・看護職員は1月間で勤務すべき延べ日数を満たす必要がある。
- ・サービスを提供する時間帯を通じて従事した場合に1人として数える。
ただし、時間帯を満たさず従事の場合はカウントできない。

(例)区分3の児童1人が5日利用、区分2の児童1人が8日利用

区分1の児童1人が10日利用、区分1の児童1人が14日利用

→区分3…5日×1人=5人

区分2…8日×0.5人=4人

区分1…(10日+14日)×0.33人=8人

合計…5人+4人+8人=17人の延べ日数が必要



3.運営基準等について

○児童指導員等加配加算について

基準人員を満たした上で、専門的支援体制加算対象者を除いて、1以上配置した場合に加算の取得が可能

経験年数(5年以上、5年未満)、常勤(専従、換算)、その他従事者のいずれかで算定

○児童指導員等加配加算の対象者

児童指導員、保育士のほか、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士
手話通訳者、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員、
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者

※当該加算の経験年数には、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による
指導での教育に従事した年数を含む

※経験年数は、資格取得またはその職種として配置された以前の年数を含む

○算定の留意事項

- ・複数者で常勤換算1.0を満たす場合は、加算単位が低い方で算定
(例)経験年数5年以上と5年未満で常勤換算1.0を満たす場合…常勤換算5年未満
- ・当該加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としているため、
加配人員はサービス提供時間帯を通じて直接支援にあたる



3.運営基準等について

○専門的支援体制加算について

基準人員を満たした上で、児童指導員等加配加算対象者を除いて、1以上配置した場合に加算の取得が可能

○専門的支援体制加算の対象者

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は児童指導員（保育士又は児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員

※当該加算の経験年数には、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した年数を含まない

ただし幼稚園の勤務年数は含まれる

※保育士又は児童指導員の経験年数は、資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した年数のみ含まれる

○算定の留意事項

- ・児童指導員等加配加算と同様、加配人員はサービス提供時間帯を通じて直接支援にあたる



3.運営基準等について

○運営規程の重要事項について

【運営規程の重要事項】

- ・事業の目的及び運営の方針
- ・従業者の職種、職員数及び職務の内容
- ・営業日及び営業時間
- ・利用定員
- ・児童発達支援の内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額
- ・通常の事業の実施地域
- ・支援の利用に当たっての留意事項
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・その他運営に関する重要事項



3.運営基準等について

○従業者の職種、員数及び職務の内容について(基準第37条第2号)

従業者の「員数」は日々変わりうるものものであるため、業務負担等の観点から、基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。

(例)児童発達支援責任者 1人以上(1人以上は常勤)

児童指導員又は保育士 2人以上(1人以上は常勤) など

○営業日及び営業時間

営業日及び営業時間の記載は必要であるが、**サービス提供時間は記載不要**

→重要事項説明書等に記載する必要あり

○定員の遵守について(基準第39条)

原則として、指定児童発達支援発達支援事業所が定める**利用定員を超えた受け入れはできない**

→利用児童の曜日等を調整するなどで定員超過しないように努める

ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除く。

→やむを得ない事情で利用定員を超えて受け入れる必要がある場合は、県に相談すること

また、この場合において以下の点に留意

- ・利用人数に応じた人員配置

基準上、利用定員10名を超える場合は、**5名又はその端数毎に1名の追加配置が必要**

(例)定員10名の事業所で12名の受入となった場合…児童指導員等が3人必要

- ・1日あたりの定員超過人数

やむを得ない事情で受け入れる人数は**1日あたり3名まで**



3.運営基準等について

○記録の整備について(基準第54条)

指定児童発達支援を提供した日から、**5年以上**保存すること(基準第54条)

→サービス提供の記録、個別支援計画、身体拘束の記録、苦情の内容、

事故の状況及び事故に際してとった記録 など

その他書類は法人別の関係法令を遵守し保存

→従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録

○電磁的記録について(基準第83条)

書面の作成、保存等は電磁的記録により行うことができる。

※電磁的記録…パソコン、スマホ、タブレット等の電子計算機による記録

電磁的記録の保存…上記電子計算機に直接保存又はHDD、USB等に保存

○電磁的方法による交付について

交付、説明、同意等は**相手に十分配慮**したうえで、かつ**承諾を得て**電磁的方法による交付等が可能

交付、説明…電子メールでの送信やHPに掲載しダウンロードできる状態に置く 等

同意…客観的に同意の意思表示が確認できる方法

(例)電子メールでの受信、電子認証システムの利用 等

押印についてのQ&A(<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/20200622/200622honkaigi04.pdf>)



3.運営基準等について

○安全計画の策定等(基準第40条の2)

令和6年度から策定が義務化

- ・安全計画の策定及び定期的な見直し
- ・定期的な研修及び訓練の実施
- ・利用者に対する安全計画に基づく取組内容等についての周知

安全管理に関するガイドライン(https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki)

○感染症等の対策

- ・感染症等まん延防止のための対策委員会の定期的な開催(おおむね3月に1回、随時の開催)
- ・感染対策担当者の設置
- ・指針の整備
- ・定期的な研修及び訓練の実施(年2回以上)

感染対策マニュアル(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

○事故発生時の対応(基準第52条)

事故等が発生した場合、**必要な措置を講ずるとともに**、速やかに県、支給決定市町村、家族に連絡する必要がある。

→令和7年9月1日に「障がい児・者施設、事業所における事故等発生時報告要領」を改正し、
死亡又はそれに類する事故、事業所の責による事故を除き、電話による報告は不要に変更
原則電子申請システムによる報告

県事故報告要領(<https://www.pref.oita.jp/site/syougai-shitei/jiko.html>)



3.運営基準等について

○業務継続計画(感染症、災害)

感染症や災害が発生した場合にあっても、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための取組み

令和6年度報酬改定により、感染症及び災害の両方の計画が策定されていなければ
所定単位数の1%減算

- ・業務継続計画の策定及び見直し
- ・従業者に対する周知
- ・研修及び訓練の実施(年1回以上)

業務継続ガイドライン(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

○虐待防止

令和6年度報酬改定により基準を満たしていない場合、**所定単位数の1%減算**

- ・虐待防止委員会の開催(年1回以上)
- ・虐待防止研修の開催(年1回以上)
- ・虐待防止担当者の設置
- ・虐待防止委員会の結果の周知

県虐待防止HP(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/gyakutai-bousi.html>)

○身体拘束の禁止

令和6年度報酬改定により基準を満たしていない場合、**所定単位数の1%減算**

- ・身体拘束の記録
- ・身体拘束等の適正化委員会の開催(年1回以上)
- ・指針の整備
- ・研修の実施



3.運営基準等について

	計画・指針	委員会	従業者 周知	保護者 周知	研修	訓練	記録	担当者 配置	運営規定
虐待防止	○	年1回	○		年1回		5年	○	○
身体拘束等の 禁止	○	年1回			年1回		5年	○	
感染症	○	年4回	○		年2回	年2回	○	○	
業務継続計画 (BCP)	○		○		年1回	年1回			
非常災害対策	○		○		○	○		防火管理者 (消防法)	○
安全計画	○	○	○	○	○	○			
事故対応							○ (報告)		



3.運営基準等について

○自己評価について

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(大分県条例第68号)により、**おおむね1年に1回以上**、その提供する支援の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、当該評価及び改善の内容(以下、「自己評価結果等」という。)の**公表及び県への届出が義務**

自己評価結果等の公表が未実施の場合、**4月1日以降「未公表月から未公表状態が解消されるに至った月までの間、障害児全員について減算適用(所定単位数の15%)」**が行われます。

届出方法

大分県電子申請システム(予定)

新規指定から1年未満の事業所は、指定日から1年以内に隨時届出を提出してください。



4. こども性暴力防止法について

こどもまんなか
こども家庭庁

こども性暴力防止法とは？

教育・保育などのこどもに接する場での、

こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、

2024年6月「**こども性暴力防止法**」が成立しました。

この法律で定められている取組は、

2026年12月25日に施行される予定です。



※法律の正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」といいます。

※ニュースなどでは「日本版DBS」と呼ばれることがあります。

2



4. こども性暴力防止法について

こども家庭庁作成
こども性暴力防止法について(事業者向けリーフレット)より

令和8(2026)
12/25
施行予定

教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

こども性暴力防止法 による対応がはじまります！

Point 1 制度開始後、対象事業者は、従事者に、
性犯罪前科の有無を確認することが求められます。

Point 2 性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、
配置転換等の雇用管理上の措置が必要になります。

※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point 3 制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前から、
採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認
しておいてください。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。
こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、
こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定することで、制度の対象となります。

義務対象

対象事業

- ・学校(幼稚園、小中高)
- ・認可保育所、認定こども園
- ・児童養護施設
- ・障害児施設 など

認定対象

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり、病児保育
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾、スポーツクラブ など

対象業務

- ・教員、部活動指導員
- ・保育士
- ・児童指導員
- ・児童発達支援管理責任者 など

- ・保育従事者
- ・子育て支援研修等受講者
- ・放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- ・安全確保措置 ……被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- ・犯罪事実確認 ……従事者の性犯罪前科の有無の確認
- ・防止措置 ……性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- ・情報管理措置 ……性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

- 就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと
- 採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと

等の対応を、制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要です。

The timeline shows the following milestones:

- 令和7(2025)年度 (Heisei 7 (2025)年度): 9月 (September)
- 年内 (Year-end): A green line with a dot and the text "ガイドライン策定(予定)" (Guideline formulation (planned))
- 12月 (December): A green line with a dot and the text "アカウント登録開始(予定)" (Account registration start (planned))
- 法施行(予定) (Law implementation (planned))

いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが必要です。

施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。

従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。

GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いすることになります。

※1 令和8(2026)年12月25日以降を予定しています。

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、
こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索

2025年9月作成

35



4. こども性暴力防止法について

こどもまんが
こども家庭庁

障害児安全安心対策事業

支援局 障害児支援課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算案 1.1億円

事業の目的

- こどもの安全安心なプライバシー保護の観点等から、障害児支援事業所等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

- こどもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

障害児支援事業所等における性被害防止対策支援事業

- 性被害防止対策を行うため、必要な設備・備品の購入等に要する経費を補助する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市
 【負担割合】 国1/2、都道府県・市区町村1/4、事業者1/4
 【補助基準額】 1施設又は事業所当たり 100千円以内

※予算要求中のため、詳細については追って連絡いたします 43

5. 情報公表報告について



情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があつた際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・100分の10に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)

- ・100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

5. 情報公表報告について



WAMNET（障害福祉サービス事業所検索）への登録をください。



【注意事項】

- ・毎年7月31日までに更新ください。
- ・事業者(法人)情報の『システムからの連絡用メールアドレス』に間違いが無いか確認ください。
大分県からの情報はこのメールに発信しています。
- ・事業所登録内の『システムからの連絡先』を必ず記入ください。国からの災害通知連絡は
このアドレスに届きます。

6. 届出等が必要な加算等について



各種加算等では、人員基準、設備基準、利用者要件、支援実績等の実体的要件に加え、県（又は中核市）への届出が必要となる加算がある。

1 届出が必要な加算

報酬告示に「…として**都道府県知事**に届け出た〇〇〇事業所において」といった記載があるもの。=「体制等状況一覧表」に項目があるもの

【要届出（例）】

- ・児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算

【届出不要（例）】

- ・欠席時対応加算
- ・家族支援加算

2 届出が必要な場合の提出期限

加算開始月の**前月15日**まで

（例外有り⇒食事提供体制加算は届出日から算定可）

6. 届出等が必要な加算等について



提供サービス	特例による指定の有無	定員規格(※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等						適用開始日	
各サービス共通					地域区分	11. 一級地 16. 六級地	12. 二級地 17. 七級地	13. 三級地 23. その他	14. 四級地	15. 五級地		
					半就学児等支援区分		1. 非該当	2. I	3. II			
					定員超過		1. なし	2. あり				
					職員欠如		1. なし	2. あり				
					児童発達支援管理責任者欠如		1. なし	2. あり				
					開所時間延長		1. なし	2. あり				
					開所時間延長区分(※2)		1. 4時間未満	2. 4時間以上6時間未満				
					自己評価結果等未公表延長		1. なし	2. あり				
					支援プログラム未公表延長		1. なし	2. あり				
					身体拘束廃止未実施		1. なし	2. あり				
					虐待防止措置未実施		1. なし	2. あり				
					業務継続計画未策定		1. なし	2. あり				
					情報公表未報告		1. なし	2. あり				
					児童指導員等加配体制		1. なし	2. I	3. II			
					看護職員加配体制(重度)		1. なし	2. I	3. II			
					福祉専門職員配置等		1. なし	2. II	3. III	4. IV		
					介護士配置体制(※3)		1. なし	2. その他介護士	3. 常勤介護士	4. 常勤管理介護士		
					食事提供加算区分		1. 非該当	2. I	3. II			
					重度行動障害加算体制		1. なし	2. あり				
					送迎体制		1. なし	2. あり				
					送迎体制(重度)		1. なし	2. あり				
					送迎体制(医療ケア)		1. なし	2. あり				
					延長支援体制		1. なし	2. あり				
					専門的支援加算体制		1. なし	2. あり				
					中核機能強化加算対象		1. なし	2. I	3. II	4. III		
					中核機能強化事業所加算対象		1. なし	2. あり				
					視覚・聴覚等支援体制		1. なし	2. あり				
					人工内耳装用児支援体制		1. なし	2. I	3. II			
					入浴支援体制		1. なし	2. あり				
					福祉・介護職員等待遇改善加算対象(※9)		1. なし	2. I	3. II	4. III	5. IV	6. V
					福祉・介護職員等待遇改善加算(※10)		1. V(1)	2. V(2)	3. V(3)	4. V(4)	5. V(5)	
							6. V(6)	7. V(7)	8. V(8)	9. V(9)	10. V(10)	
							11. V(11)	12. V(12)	13. V(13)	14. V(14)		
					指定管理制度適用区分		1. 非該当	2. 該当				
					共生型サービス対象区分		1. 非該当	2. 該当				
					共生型サービス体制強化(※4)		1. 非該当	2. I	3. II	4. III		
					共生型サービス体制強化(医療的ケア)(※4)		1. なし	2. あり				
					地域生活支援拠点等		1. 非該当	2. 該当				
					経過措置対象区分		1. 非該当	2. 該当				

6. 届出等が必要な加算等について



提供サービス	特例による指定の有無	定員規模(※1)	施設等区分	主たる障害種別	その他該当する体制等	適用開始日
放課後等デイサービス					定員超過	1. なし 2. あり
					開所時間減算	1. なし 2. あり
					開所時間減算区分(※2)	1. 4時間未満 2. 4時間以上 6時間未満
					職員欠如	1. なし 2. あり
					児童免達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり
					支援プログラム未公表減算	1. なし 2. あり
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり
					情報公表未報告	1. なし 2. あり
					児童指導員等加配体制	1. なし 4. その他従業者 6. 常勤専従(経験5年以上) 7. 常勤専従(経験5年未満) 8. 常勤換算(経験5年以上) 9. 常勤換算(経験5年未満)
					看護職員加配体制(重度)	1. なし 2. I 3. II
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I
					強度行動障害加配体制	1. なし 3. I 4. II
					送迎体制(重度)	1. なし 2. あり
					送迎体制(医ケア)	1. なし 2. あり
					延長支援体制	1. なし 2. あり
					専門的支援加配体制	1. なし 2. あり
					中核機能強化事業所加算対象	1. なし 2. あり
					個別サポート体制(I)	1. なし 2. あり
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり
					人工内耳装用児支援体制	1. なし 2. あり
					入浴支援体制	1. なし 2. あり
					福祉・介護職員等待遇改善加算対象(※9)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V
					福祉・介護職員等待遇改善加算(※9)区分(※10)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当
					共生型サービス体制強化(※4)	1. 非該当 2. I 3. II 4. III
					共生型サービス体制強化(医療的ケア)(※4)	1. なし 2. あり
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当

6. 届出等が必要な加算等について



保育所等訪問支援

			訪問支援員特別体制	1. なし 2. あり	
			児童発達支援管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
			自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり	
			身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり	
			虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
			業務継続計画未策定 (※8)	1. なし 2. あり	
			情報公表未報告	1. なし 2. あり	
			多職種連携支援体制	1. なし 2. あり	
			強度行動障害加算体制	1. なし 2. あり	
			福祉・介護職員等待遇改善加算対象 (※9)	1. なし 2. I 4. III 5. IV 6. V	
			福祉・介護職員等待遇改善加算 (V) 区分 (※10)	1. V (1) 2. V (2) 5. V (5) 7. V (7) 8. V (8) 10. V (10) 11. V (11) 13. V (13) 14. V (14)	
			指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
			地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	

7.施設支援班からのお願いについて



○変更届の必要書類について

・下記チェックリストに記載の書類を提出ください。(記載のないものは提出不要です)

変更に係る添付書類一覧(変更後、10日以内の届出が必要)※介護給付費等の請求を行う場合は、前月の15日までの提出が必要)

※1 運営規定内の変更箇所の赤字化もしくは新旧対照表を添付すること

※2 申請する加算に応じて提出すること

7.施設支援班からのお願いについて



○問合せ方法の電子化の施行について

施設の基準や加算の要件等に関する質問・相談について、電話での問合せを原則、**大分県電子申請システム**（下記URLまたは2次元コード）でお願いいたします。

※緊急の場合は、電話でも構いません。

※質問内容をできる限り詳細にご記載いただきますようお願いします。

→事業者への回答方法

電話又はメール（大分県電子申請システムを通じて）

【問合せ先】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/2263723341514821440>



ご清聴ありがとうございました。

